

◎移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律案新旧対照表
 ○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十九 〔略〕</p> <p>二十 臓器の移植に関すること。</p> <p>二十の二 造血幹細胞移植に関すること。</p> <p>二十一 〓百十一 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（所掌事務） 第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十九 〔略〕</p> <p>二十 臓器の移植に関すること。 〔新設〕</p> <p>二十一 〓百十一 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>